

# 出展規約

※出展申込された方はこの出展規約を承諾したものとみなします。

## 規約の履行

出展者は以下に述べる各規約及び「出展のご案内」の各規定を遵守しなくてはなりません。また、主催者が規定に違反したと判断した場合、その時期を問わず出展申込の拒否、出展の取り消し、小間・展示物・装飾物の撤去・変更を主催者は命じることが出来ます。その際、主催者の判断根拠などは公表しません。また、出展者から事前に支払われた費用の返還及び出展取り消し、小間・展示物・装飾物の撤去・変更によって生じた出展者及び関係者の損害も補償しません。

## 出展資格

- ①出展者は、主催者が定める展示会の出展対象物に関連する事業を営む法人、およびその関連団体または政府機関で、主催者の認める法人とします。また、出展対象の法人や過去に出展実績のある法人においても、実行委員会が本展示会の目的や全体の運営を鑑み、来場者や他の出展者に著しく影響を及ぼすと判断した場合や出展規約及び各種マニュアルに定める規範に違反した場合は、出展申込書受理の如何を問わず、出展をお断りする場合があります。
- ②疫病などでWHO（世界保健機関）の伝播地域に指定された国・地域からの出展を保留またはお断りする場合があります。なお、指定国・地域外においても、主催者の判断で関連書類の提出を求める場合があります。

## 出展申し込み及び出展料の支払い

- ①出展申込は出展申込書の郵送、FAX、メール添付によるPDF、または、JECA FAIR 2018公式サイトからの登録のいずれかで受付ます。本展示会に初めて出展される場合は、「会社案内」、「出展製品カタログ」も添付してください。なお、出展申込書及び出展規約、その他すべての提出書類はコピーなどをとり、お手元に保管してください。
- ②出展申込書を受領後、出展料の請求書を発行いたしますので、平成30年3月30日（金）までに指定の銀行口座へお振込みください。主催者が定める期日までに届かない場合、主催者は申込みを取り消す権利を持ちます。

## 出展の取り消し

- ①出展受理後の出展取り消し・解約・小間数削減は認められません。しかし、出展者のやむを得ない事情により、出展のすべてまたは一部の取り消し・解約をする場合、出展者はその理由を書面にて主催者へ届け出たうえ、下記に定めるキャンセル料を主催者に支払わなければなりません。「キャンセルの届け出」は、書面が主催者側に到着した日をもって有効となります。
  - ・平成30年4月30日（月）まで：出展料の50%
  - ・平成30年5月1日（火）以降：出展料の100%
- ②返金が発生した場合、全ての銀行手数料を差し引いた額を銀行口座に払戻しいたします。

## 展示スペースの割り当て

- ①小間位置及びストックスペースの位置は実行委員会により、展示品、小間数その他展示会全体の状況等を考慮して決められます。小間位置についての例外措置や、出展者による異議申し立ては認められません。また、主催者は必要であると判断した場合、出展スペース、小間位置を自由に変更することが出来ます。
- ②出展者は、主催者が定めた展示スペースを、いかなる理由があってもその全部または一部を、他社と交換・譲渡・貸与などすることは出来ません。

## 書類の提出

出展申込書提出後に、出展者は主催者から提出を求められた書類を指定期日までに届け出なければなりません。期日に遅れた場合、主催者は出展申込事項を履行するか否かを決定する権利を持ちます。

## 展示に関する規約

- ①出展者は、出展申込書に記載された法人・団体及び製品などの出展内容などに変更が生じた場合、速やかに書面にて主催者に連絡しなければなりません。
- ②装飾・展示物などの搬入・搬出および展示方法などは、主催者の提供する出展マニュアルに規定され、出展者はこれを遵守しなければなりません。
- ③出展者は、通路など自社小間以外の場所で、展示、宣伝、営業行為などを行うことは出来ません。また、近隣の展示を妨害してはいけません。妨害の有無などは主催者が判断し、出展者はこれに従うものとします。
- ④出展者は、強い光、熱、臭気、または大音量を放つ実演など他社の迷惑となる行為を行ってはいけません。実演などが他社に多大な迷惑を与えていると主催者が判断した場合、主催者はその中止・変更を命じることが出来ます。
- ⑤出展者は展示会場内に適用される全ての消防法および安全規定に従わなければなりません。
- ⑥展示会会期中及び会期後に来場者・出展者などに対し迷惑のかかる行為（強引なセールス、勧誘、誹謗中傷、営業妨害又はそれらに類する行為など）があったと主催者が判断した場合、出展中止または次回以降の出展申込拒否などの申し入れを主催者は行う権利を持ちます。また、出展者はこれに従うものとします。
- ⑦展示会会期中及び会期後の出展者と来場者間における商談・契約内容などに関して主催者はその責任を一切負いません。
- ⑧出展者には、展示会終了後、ブースおよび搬入出に伴い損傷した会場を原状復帰させる義務があります。主催者が撤去未了の出展物や残材などの処理及び処分を行った場合の費用は出展者へ請求します。
- ⑨主催者、関係出展者の許可なく、自社以外のブースや記事を写真撮影、描写、複製してはいけません。

## 個人情報の取扱いについて

- ①出展者は、展示などを通じて「個人情報」を取得する場合、個人情報保護法及び関連法令を遵守し、適法かつ適切な取得をお願いします。利用目的は必ず公表・通知し、その範囲内での活用をお願いします。特に第三者提供を行う場合は、必ず「個人情報」の情報主体から「同意」をとってください。
- ②出展者は、展示などを通じて取得した「個人情報」について、法律に定められた「安全管理」を遵守した適切な管理・運営をお願いします。
- ③出展者は、展示などを通じて取得した「個人情報」の開示、訂正、追加、削除、利用の停止、消去、苦情などの訴えを受けた場合は、法令を遵守した適法かつ適切な対応を取ってください。
- ④出展者が展示などを通じて取得・管理・運営する「個人情報」の情報主体または主体と主張する者との間で、紛争などが生じた場合は、両者で協議して当該紛争の解決にあたってください。主催者はその際、一切の責任を負いません。

## 損害責任等

- ①主催者はいかなる理由においても、出展者及びその雇用者・関係者が展示スペースを使用することによって生じた傷害・損害などに対し、一切の責任を負いません。
- ②出展者はその従業員・関係者・代理店の不注意などによって生じた展示会場内およびその周辺の建築物・設備に対するすべての損害について、ただちに賠償するものとします。
- ③出展された製品・サービスについて第三者と紛争が起きた場合は、主催者はその責を一切負いません。出展者はその責任において、これを解決、処理し、主催者には一切迷惑をかけるものとします。万一、主催者に紛争に関連して損害等が発生した場合は、直ちに補てんしなければならないものとします。
- ④主催者は災害、ストライキその他不可抗力により展示会の会期及び開催地の変更、または展示会の開催を中止することがありますが、出展者および関係者の損害は補償しません。
- ⑤主催者は、災害・交通機関の遅延・社会不安などによって生じた出展者及び関係者の損害は補償しません。